

令和4年度（2022年度）障がい者社会参加総合推進事業（視覚障がい者生活訓練事業等）実施要項

この要項は、令和4年度（2022年度）障がい者障害者社会参加総合推進事業（視覚障がい者生活訓練事業等）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（事業の名称）

第1条 本事業の名称を、「令和4年度（2022年度）障がい者社会参加総合推進事業（視覚障がい者生活訓練事業等）」とする。

（事業目的）

第2条 視覚障がい者に対する生活支援や情報提供を行い、視覚障がい者の生活の質の向上を図ることを目的とする。

（事業内容）

第3条 事業内容を次のとおりとし、その具体的内容は別記1事業仕様書に定める。

- (1) 視覚障がい者生活訓練事業
- (2) 点字による即時情報ネットワーク事業
- (3) 点訳奉仕員・朗読（音訳）奉仕員ステップアップ研修事業
- (4) 視覚障がい者歩行訓練指導等事業

（個人情報の取り扱い）

第4条 事業の実施に伴い取り扱う個人情報については、別記2個人情報取扱特記事項を遵守すること。

附 則

この要項は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。